プラスチックと製品（食器容器・食器）の安全衛生

愛されているプラスチック製食器

私たちの身のまわりのどこを見てもプラスチックが目につくように、今やプラスチックは日常生活と切り離して考えられないほど普及しています。もちろん食器としても、様々な種類のプラスチックから、色々な製品が作られています。プラスチック製食器は、家庭で使う赤ちゃん用をはじめ、ホテル・レストラン用、また、学校・病院・福祉施設・職場などの給食用に最適の食器として、広く親しまれています。陶磁器に比べ丈夫で割れにくく、色や絵柄も美しく多彩で、軽くて大量に扱う場合に作業性が良いなどの特長を持つプラスチック製食器は、特に集団給食における最適の食器として、楽しい食事の名脇役を演じています。皆様に愛され信頼される、優れた品質を持つプラスチック製食器は、豊かな食生活に貢献しています。

プラスチックとは

プラスチックは、「大きな分子量を有する有機化合物からなり、通常最終状態は固体であるが、それに至る途中に熱や圧力などの作用で流動化し、自由に成形できる一群の材料」を総称した名称です。つまり、「可塑性を有する物質」という意味をもっています。今日使われているプラスチックは約80種類以上あり、そのうち約23種類が家庭用品などに利用されています。プラスチックは大きく分類すると2種類。「熱可塑性樹脂」と「熱硬化性樹脂」に分類されます。

●熱可塑性樹脂

熱を加えると柔らかくなり、冷やすと固まる性質を持ち、一度硬くなっても熱を加えると再び柔らかくなる性質を持ったプラスチックです。「チョコレートタイプ」とも呼ばれています。主なものは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリカーボネート、ポリスチレン、ABS樹脂などです。

●熱硬化性樹脂

熱を加えると硬化し、いったん硬化した後は熱を加えても再び柔らかくならない性質を持ったプラスチックです。「ビスケットタイプ」とも呼ばれています。主なものは、メラミン樹脂、ポリウレタン、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂などです。

プラスチック食器と安全基準

食品衛生法の規格基準について

わが国におけるプラスチック製食器の安全性は、食品衛生法により規格基準が設けられ、その安全性が確保（保証）されています。食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として昭和22年から定められています。

プラスチック材料に関しては、昭和41年から溶出規制が始まりました。その後順次、材質別の規制が告示され、昭和57年に、規格基準が整理・体系立てされ、「厚生省告示第20号」として一新されました。その後、平成6年1月に個別規定としてポリカーボネート及びポリビニルアルコールの材質を追加した「厚生省告示第18号」が告示され、更に平成18年3月31日に、一部改正された「厚生労働省告示第201号」が告示され、現在では一般規格（その他の材質）と12の対象樹脂について個別規格が定められています。

当社では、厚生労働省の指定検査機関である北陸公衆衛生研究所等の公的機関で、この食品衛生法上の衛生試験を、実施しています。

製品の品質管理について

『お客様のためはもとより、地球環境まで視野に入れた、より安全で安心な製品とサービスを、スピーディーに社会に供給

します。』これが当社の品質方針。品質保証に対する企業の自己責任の厳格化や品質規格のグローバル化を踏まえ、国際的な品質による企業品質の継続的改善体制を構築しています。

ISOは「国際標準化機構（International Organization for Standardization）」の略称で、製品の国際標準化、規格化を目的とした機関として知られています。ISO9001は、品質保証を通じて顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する要求事項を定めた国際規格です。この規格に基づいて、認定をうけた審査登録機関が、組織の品質マネジメントシステムを審査し、要求事項を満たしていると認められれば、適合組織として登録されます。この下でも、商品衛生法など関連の安全衛生規格基準適合試験を実施し、製品の安全と安心を重視しています。

JISは、日本工業規格の英語訳（Japanese Industrial Standards）の頭文字の略号で、工業標準化法に基づいて、国が定めた一定の規格を満たす製品が認定され、JISマークの表示が出来ます。

原材料の安全性について

ポリオレフィン等衛生協議会（以下ポリ衛協）は、主としてオレフィン系合成樹脂原材料業界の代表的な団体で、ポジティブリスト（PL表）を作成しています。これは食品用途向け容器包装等を製造する場合に使用する基ポリマー（合成樹脂を製造する時に使用する基になる純粋な樹脂）や添加剤について毒性試験等により安全性が確認されている物質をリストし、当リスト以外の物質は使用しないという自主規制のための安全物質表です。

ポリ衛協のもう１つの自主規制である衛生試験の規格基準（数値としては食品衛生法と同じ）とこのポジティブリストの両方に適合している場合は申請することにより確認証明書が交付されます。材料並びに添加剤メーカーは、この確認証明書を申請し、成形加工メーカーは、この確認証明書の交付された材料を確認して使用するようになっています。

メラミン樹脂や不飽和ポリエステル樹脂（FRP）など熱硬化性樹脂については、同じ様に合成樹脂工業協会が、ポジティブリスト（PL表）を作成しています。

当社では、この方法で、原料使用に先立ちその安全を確認しています。

製品の安全性について

全国のプラスチック日用品製造業の代表組織として、日本プラスチック日用品工業組合が、昭和48年に中小企業団体組織法に基づき全国を地域とする工業組合として認可され発足しました。そして、プラスチック日用品・器具に係わる品質、衛生面の安全性を確保するため昭和50年に製品の衛生面における自主規格基準（衛検済）を設定しました。その後、一般消費者がプラスチック日用品・器具を安心して使用できるよう品質に係わる自主規格も設けて、経済産業省・厚生労働省の指導のもとに組合員に遵守徹底を計っています。

この自主規格基準では、食品衛生法の規格基準よりも、蒸発残留物の溶出試験規制値では2割厳しくし、試験項目によっては材質個々に厳しい基準値を定め、個別規格の定めのない材質に対しても独自の基準を定めています。

当社もこの工業組合に属し、この自主規格基準に適合する製品の製造を行っています。

使用時の安全について

「PL法」とはProduct Liabilityの略で製造物責任法の意味です。製造物責任制度とは、製品の欠陥により生命、身体または財産に損害を被った拡大損害に対して被害者は製造業者などに損害賠償を求めることができるという被害者保護の法律です。

製品の欠陥の有無は、いろいろな事情を総合的に考慮してその製造物が通常必要な安全性を欠いていたかどうかにより判断されます。万が一にも、常識では考えられないような誤使用をして事故が起きたときには、製品に欠陥は無かったと判断されることもあります。使用する際には、製品の表示や「取扱説明書」をよく読み理解して誤使用や目的外の使用を避けることが大切です。

当社では、製品を安全かつ長期間美しくご使用いただくために、製品材質ごとに「取扱説明書」を作成し製品と同梱しております。事前に必ずご一読いただき、この説明書に従って適正にお使いください。また、厳格な品質保証体制のもの万全を期して製造しています。